

# 災害時協力井戸を

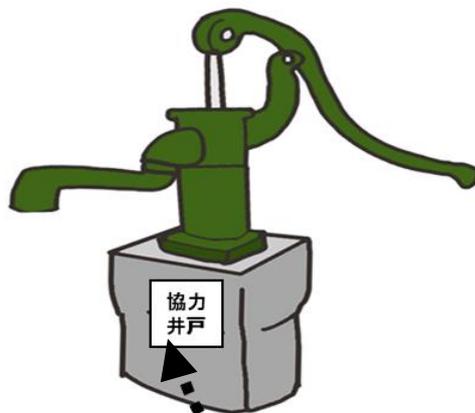
## 募集しています！



阿見町では、大規模な災害が発生して、万が一水道の供給が停止したときに、井戸水を生活用水として近所の方に提供していただく「**災害時協力井戸**」の登録の制度導入を目指しています。

いつ起こるか分からない災害に備え、事前の備えとして、「災害時協力井戸」の登録を進めていきます。

町民の皆さん、事業者の皆さんご協力をお願いします。



## 災害時 協力井戸



飲料水として  
提供するものではありません。

この井戸は、設置者のご協力により震災等の災害時に近隣の方々に生活用水の提供を願える井戸として登録されています。

# 災害時協力井戸とは？



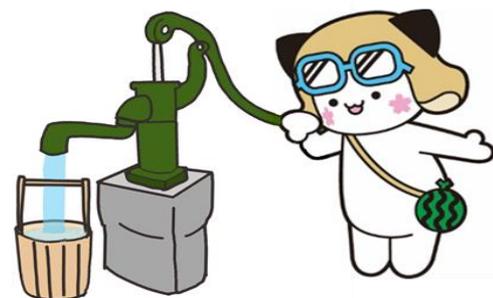
## Q. どうして災害時協力井戸が必要なの？

A. **災害時にトイレや洗濯などに使用する生活用水不足を補うためです。**

災害時に水道の供給が止まった場合、給水車や貯水槽の水はまず飲料水として使用します。また、町では防災井戸を各小中学校（阿見小学校以外）、実穀ふれあいセンター、吉原交流センターに設置していますが、災害の規模が大きい場合には生活用水をより多く確保する必要があります。

災害時協力井戸は、そのような時に皆さんが使用している井戸を地域の皆さんで活用するものです。

東日本大震災時や能登半島地震等では断水が長期化し、断水した地域においてトイレや掃除用の水として井戸水が活用されました。



## Q. 災害時協力井戸の登録の要件はあるの？

A. **登録要件は次のとおりです。**

**詳細についてはお問い合わせください。**



- ①阿見町内にある井戸であること。
- ②現在井戸として使用しており、今後も使用を予定しているものであること。
- ③井戸として必要なポンプ、つるべ、井戸枠その他の器具等が整備されていること。
- ④井戸の周囲に井戸水を汚染するものがないこと。

## Q. 井戸水はどのような用途に使用できるの？

A. **飲み水以外の生活用水です。**

災害時に水道の供給が止まった場合、清掃用、トイレ用、洗濯用など飲み水以外の生活用水に使用します。



## Q. 井戸水の水質検査や井戸の維持管理にかかる助成はあるの？

A. **現時点ではありません。**

災害時協力井戸の維持及び管理に係る費用の助成、井戸に関する設備の修理、また、井戸水の水質検査等は行わないものとしています。

## Q. 井戸水の水質調査をしていないと登録できないの？

### A. 登録できます。

災害時協力井戸の水は、飲み水以外の清掃用、トイレ用、洗濯用などの生活用水として使用するの、飲用のための水質検査をしていなくても、登録可能です。



## Q. 電動ポンプを設置している井戸の場合、停電時に使えなくなり、水がくみあげられないけど・・・？

### A. 電気復旧後にご協力ください。

電気は水道に比べて、比較的早く復旧するといわれています。所有している井戸のポンプが電動の場合は、電気が復旧し、井戸設備などが安全に使用できることを確認した時点で協力をお願いします。

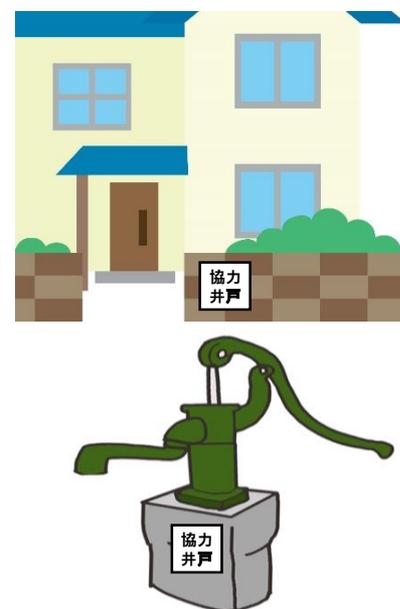


## Q. 自宅近くの災害時協力井戸はどこで確認できるの？

### A. 防災危機管理課で確認できます。

令和7年4月1日までに防災危機管理課窓口または町ホームページで災害時協力井戸の所在地を確認できるようにします。

自宅の井戸を災害時協力井戸に登録していただいた場合は、家の入り口または井戸などに「災害時協力井戸」の標識の掲示をお願いします。



## Q. 登録された井戸は誰でも使えるの？

### A. 誰でも使用できます。

災害時協力井戸の制度は登録していただいた方の善意と災害時の助け合いの精神を後押しするものであるため、災害により、生活用水に困っている方であれば、どなたでも使用することができます。

使用する場合は、注意事項を遵守し、マナーを守って使用してください。



# 災害時協力井戸の申込から登録までの流れ

① 災害時協力井戸登録にご協力いただける方は、**区長さんに「阿見町災害時協力井戸登録申出書」を提出**し、区長さんが取りまとめて、防災危機管理課（役場庁舎2階）に提出します。



② 後日、町職員がご自宅や事業所等に出向き、災害時協力井戸登録の要件を満たしているか等、井戸の状況を調査します。



③ 確認の結果、井戸が登録の要件を満たしていた場合、阿見町から「阿見町災害時協力井戸登録決定通知書」と登録標識を申込者に送付します。



④ 登録完了です！  
ご自宅の入り口または井戸などに登録標識の掲示をお願いします。



近所の皆さんで防災について話し合う時には、災害時の井戸水利用についても検討し、情報を共有して災害に備えましょう！

災害時協力井戸について詳しくは・・・

● 阿見町ホームページ（現在作成中です）

メニュー（右上の青色のバナー）

> 暮らし・手続き > 防災・防犯・消防

> 防災の備え > 災害時協力井戸

登録状況、登録事業所リスト、申込方法などを掲載する予定です。



お問い合わせ

登録申込先

阿見町役場 防災危機管理課 防災係

〒300-0392

阿見町中央1丁目1番1号

TEL 029-888-1111(代表)

FAX 029-887-9560